

武豊町災害廃棄物処理計画

令和6年2月

武 豊 町

目 次

第1章 計画の趣旨	1
第1節 計画改定の目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の管理	2
第4節 計画の対象業務	2
第5節 発生する問題点の想定と整理	3
第6節 災害廃棄物の処理スケジュール	3
第7節 処理に関する基本方針	5
第8節 組織体制	6
第9節 災害発災時の連絡方法	7
第2章 検討条件の整理	8
第1節 被害想定 of 整理及び災害廃棄物発生量の調査	8
第2節 災害廃棄物等の種類ごとの処理目標期限の検討	15
第3節 廃棄物処理施設等の処理能力の整理	16
第3章 災害廃棄物等処理体制の検討及び課題の整理	20
第1節 災害廃棄物等の処理フロー図及び処理工程表	20
第2節 災害廃棄物処理体制の構築	22
第3節 災害廃棄物処理における課題の整理	23
第4節 応援体制の課題の整理	24
第4章 仮集積所及び仮置場の検討	25
第1節 仮集積所及び仮置場の定義	25
第2節 仮集積所の検討	26
第3節 仮置場の検討	27
第5章 運搬ルートの検討	46
第1節 災害廃棄物等の運搬ルートの検討	46
第2節 運搬車両台数の検討と調査	47
第6章 災害廃棄物の処理能力等の検討	48
第1節 災害廃棄物等の処理に必要な処理施設及び能力の検討	48
第2節 町処理施設の処理能力の検討	50
第3節 民間施設等の処理能力の検討	51
第4節 仮設廃棄物処理施設の種類の処理能力等の検討	51
第7章 し尿処理体制の検討	56
第1節 災害用備蓄トイレの保有状況	56
第2節 仮設トイレ必要設置数の推計	56
第3節 仮設トイレの供給可能者	57
第4節 パッキング処理の課題	58
第5節 し尿の適正処理体制の構築	58

第6節	し尿の処理フロー	58
第8章	避難所ごみ等処理体制の検討	59
第1節	避難所ごみ発生量の予測	59
第2節	片付けごみ・避難所ごみの処理体制の構築	59
第9章	損壊家屋等の解体・撤去	61
第1節	所有者の同意	61
第2節	貴重品の取り出し	62
第3節	解体業者への分別徹底の指示	62
第4節	アスベスト等への留意事項	63
第5節	解体撤去の留意事項	63
第10章	関係法令、支援体制の整理	65
第1節	関係法令等の整理	65
第2節	支援体制の整理	69
第11章	住民への啓発・広報及び職員の教育訓練	73
第1節	発災前の住民等への広報	73
第2節	住民等への啓発・広報	73
第3節	職員への教育訓練	74

第1章 計画の趣旨

第1節 計画改定の目的

環境省では、東日本大震災等の近年発生した災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成30年3月に「災害廃棄物対策指針」を改定し、制度的な対応として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法の一部改正（令和4年6月）、災害対応力強化のための取組を進めています。また、愛知県（以下、「県」という。）においても、県内市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針となる「愛知県災害廃棄物処理計画」を平成28年10月に策定し、令和4年1月に改定しています。

大規模災害時、発災後の応急対策、復旧・復興、被災者の生活再建の早期実現が、非常に重要です。災害によって生じる災害廃棄物の迅速・円滑かつ適正な処理の推進は、行政の最大の責務のひとつといえます。そこで本町においては、被災地における公衆衛生の確保、生活環境の保全、早期の復旧・復興を実現するため、上記関連指針・計画等と整合を図りつつ、平成30年1月に「武豊町災害廃棄物処理計画」を策定しています。

今後発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害に備え、「武豊町災害廃棄物計画」（平成30年1月）策定後、最新の「武豊町地域防災計画」（以下、「地域防災計画」という。）の修正内容も踏まえて、災害時に発生する災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するため、「武豊町災害廃棄物処理計画」を改定します。加えて災害廃棄物処理に関する事務も整理します。

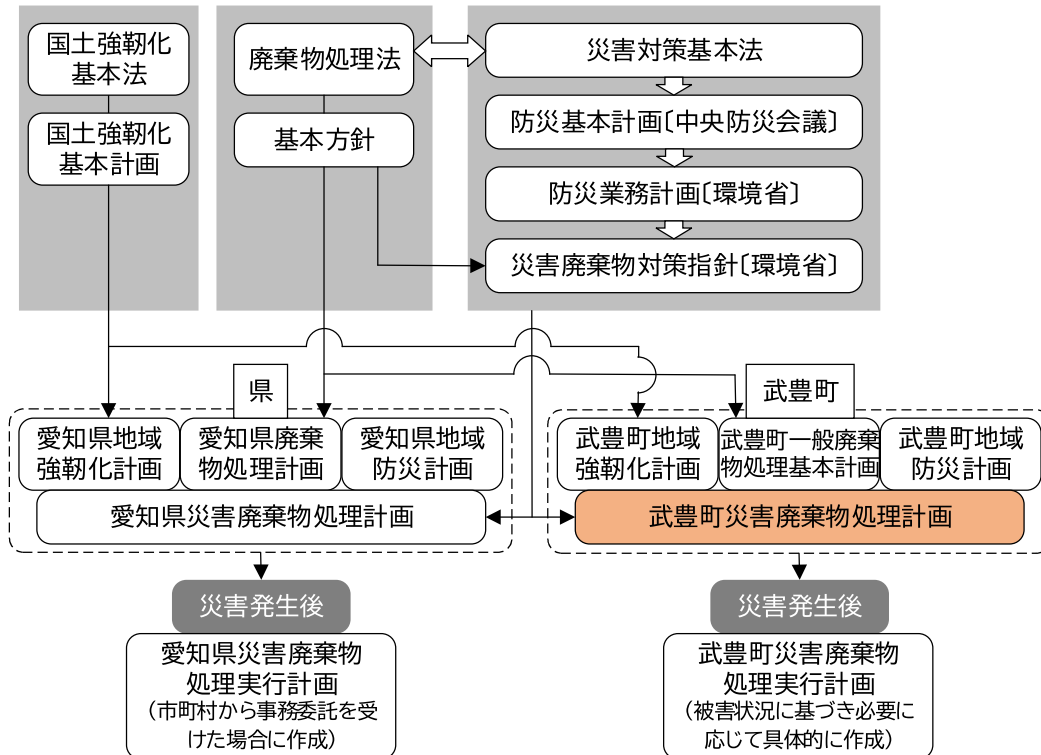
第2節 計画の位置づけ

本計画の位置付けは、図1-1のとおりです。

本計画は、環境省「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「愛知県廃棄物処理計画」、「武豊町地域防災計画」、「武豊町一般廃棄物処理計画」等との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理方策等を示すものです。

本町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画に従いますが、実際の被害状況により柔軟に運用するものとします。

図 1-1 本計画の位置づけ



注) 災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図(環境省)を基に作成

第3節 計画の管理

災害廃棄物の処理主体は町であり、町は県が作成する災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を作成し、災害時に適正かつ迅速に処理が行えるよう備えておく必要があります。そのため、本計画の管理は、武豊町が行います。

その上で、国の災害廃棄物対策指針の改定、県の災害廃棄物処理計画の改定、地域防災計画の修正等にあわせて計画の見直しを行い、本計画を適宜改定します。

第4節 計画の対象業務

本計画で対象とする業務は、一般廃棄物のうち、本町が行うべき災害廃棄物の収集・運搬、処理及びそれに関する一連の業務とします。さらに、避難所ごみを含む生活ごみ、し尿に関する収集・運搬、処理及びそれに関する一連の業務とします。なお、事業系ごみは処理に関する業務とします。

【用語説明】

生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
事業系ごみ	事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の解体・撤去等に伴い排出される廃棄物がある。

資料：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室） p1-9

第5節 発生する問題点の想定と整理

災害廃棄物処理に関して発生する各種特徴は、表 1-1 に示すとおりです。

表 1-1 地震と水害による災害廃棄物処理の特徴

	地 震	水 害
発生個所（時期）	・地盤や土地利用等の状況によって変化（耐震性の低い建物が被災） ・突発的に発生	・河川決壊は低地部、土砂災害は山麓部に被害が集中 ・夏～秋季を中心に発生（集中豪雨や台風時期）
廃棄物組成の特徴	・全壊等の建物撤去によるものが中心 ・瓦・コンクリートブロックなど、不燃物の排出が多い ・片づけごみは、割れ物、家具、家電類が比較的多い	・大量の生木、流木等が発生する場合がある ・床上・床下浸水による片づけごみが多く、建物解体は比較的少ない ・片づけごみは、水分・土砂等を含んだ畳・敷物・衣類・木くずや大型ごみ（家具等）が発生
片づけごみの排出状況	・家から壊れた物を排出し、必要なものは家の中で保管する →比較的分別されて排出されやすい	・床下の泥だし・消毒乾燥のため、浸水した家から濡れた物をいったん排出し、必要なものを取り出す →比較的分別されにくい
特に注意が必要なこと	・比較的広範囲が被災するため、災害廃棄物発生量が多い ・倒壊家屋解体は重機使用	・水分、泥等を含むため、ごみ出しが困難 ・水分を含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水発生に注意 ・分別排出が困難なため、集積場では大まかな分類を実施 ・浸水した浄化槽は速やかにし尿等の収集が必要
ごみ出し先、収集運搬時の注意点	・基本は家の前、ガレージや庭先に分別してごみ出し、道路事情が悪い場合は、集積場を検討	・水分による重量増のため、積み込み時に注意が必要 ・床上浸水以上は、一軒当たりの排出量が多く、ごみ出しは地震より早くなるため、早期の収集が必要

資料：「災害廃棄物処理の概要について」（令和 3 年 7 月 20 日、環境省近畿地方環境事務所 資源循環課）

第6節 災害廃棄物の処理スケジュール

以上を踏まえた災害廃棄物の処理スケジュールの概要は次のとおりです。

目標開始時間：3 時間以内
☐ 中間処理施設の災害体制確認 ・知多南部広域環境センター、中部知多衛生組合し尿処理施設の災害時体制への移行状況を確認する。
☐ 町廃棄物関連施設の被災状況確認 ・施設利用者の安全に留意しながら、施設を閉鎖する。 ・一般廃棄物最終処分場、資源回収エコステーションの被災状況、体制を確認する。
☐ 収集業者の被災状況確認 ・収集業者に被災状況を確認 ・通常の収集体制に対し不足している人員、機材を確認する。

目標開始時間：1日以内

- ☐ 廃棄物の発生量予測
 - ・災害対策本部より被害状況を確認。発生する廃棄物量を予測する。
【M5 2 1 災害廃棄物処理マニュアル】
- ☐ 民間協定団体（愛知県産業資源循環協会）・愛知県への支援要請
 - ・パッカー車や人員の不足について支援を要請する。
 - ・防災の入力システム（愛知県防災情報システム）を使用し、支援要請。
- ☐ 応急トイレ対策（設置、し尿処理等）
 - ・避難所の避難者の状況を把握し、不足している仮設トイレを関係機関（協定業者等）へ依頼する。
（災害対策本部と台数を調整）
 - ※トイレの数の目安としては避難者数 50～100 人に 1 基の設置
マンホールトイレは、富貴小学校体育館前と武豊中央公園に設置しています。
 - ※協定業者（太陽建機レンタル株式会社半田支店 0569-72-7000）
【M5 2 2 し尿処理マニュアル】
- ☐ 防疫対策の実施
 - ・被害状況によって、必要な防疫活動を実施する。
【M5 2 3 環境衛生対策マニュアル】

目標開始時間：3日以内

- ☐ 仮置場の設置
 - ・廃棄物量を予測に基づき、仮置場を関係機関と調整して設置位置を決定し開設する。仮置場については、できる限り早く住民に広報をする。仮置場の見取り図、注意事項等をわかりやすく広報をすること。仮置場の設置に伴い、当面、最終処分場の受け入れは休止する。
- ☐ 可燃ごみの収集運搬に関する業務
 - ・処理施設の稼働状況及び収集ルート of の状況を把握し、可燃ごみを収集し、運搬して処理をしていく。
- ☐ 粗大ごみ*に関する業務
 - ・処理業者等と調整して、粗大ごみを収集し、運搬して処理をしていく。
- ☐ 汲み取り等し尿処理に関する業務
 - ・処理施設の稼働状況を把握し、委託業者と調整し、汲み取り等し尿運搬処理をしていく。
- ☐ エコステーションに関する業務
 - ・エコステーションを開設するか決定する。開設した場合は、回収した資源物等の運搬処理を処理業者等と調整して行う。
- ☐ 環境保全対策及び環境監視に関する業務
 - ・公害防止協定及び覚書に基づく企業監視、野焼き等の苦情対応を行う。野焼きをしないよう、呼びかけること。

目標開始時間：1週間以内

- ☐ 分別収集に関する業務
 - ・処理業者等と調整して、資源物を収集し、運搬して処理をしていく。
- ☐ 被災動物救護
 - ・被災動物等の情報収集。関係機関と調整し救護対策にあたる。

目標開始時間：1ヵ月以内

- ☐ 災害廃棄物処理実行計画の策定
 - ・被害状況を把握し、災害廃棄物処理に関する実行計画を策定していく。
- ☐ 被災家屋の解体撤去
 - ・被災した家屋の解体撤去費用の補助、公費解体について、環境省の動向に注視し、国の方針が決定次第、住民に広報をし、業務を行う。

*粗大ごみ：電化製品、畳、家具類、布団、毛布、自転車など

第7節 処理に関する基本方針

災害廃棄物は、以下に示す基本方針に従い処理を行います。

基本方針Ⅰ：迅速な対応・処理

生活衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるように迅速かつ計画的な処理を行います。また、災害廃棄物の処理目標については、東日本大震災を参考として概ね次のとおりとします。

表 1-2 災害廃棄物の処理目標

内容	廃棄物の種類	処理目標
仮置場への移動	生活環境に支障が生じうる災害廃棄物	～6か月程度
	その他	～1年程度
中間処理・最終処分	腐敗性等有る廃棄物	速やかに処分
	木くず、コンクリートくず等でリサイクルするもの	劣化、腐敗等が生じない期間でリサイクルの需要を踏まえて設定
	その他	～3年程

資料：「東日本震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」（平成23年5月、環境省）p5

基本方針Ⅱ：被災状況に応じた柔軟な対応・処理

災害による道路の寸断、一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や災害時処理施設等への応援要請により災害廃棄物を効率的に処理します。

また、災害廃棄物の処理が収束すると、引き続き通常の清掃業務に移行するため、災害時の対応のみではなく通常業務への移行についても十分に考慮し計画的に処理を行います。また、他自治体や民間事業者と相互協力体制の構築を図るとともに広域的な処理についても検討していきます。

基本方針Ⅲ：衛生的な処理

災害時は、被災者の一時避難、上下水道の断絶等の被害が想定され、その際に多量に発生する生活ごみやし尿については、防疫のために生活衛生の確保を最重要事項として対応します。

基本方針Ⅳ：環境に配慮した処理

災害時においても、十分に環境に配慮し、災害廃棄物の処理を行います。特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、野焼きの禁止、処理施設におけるダイオキシン類対策、冷蔵庫等家電製品のフロン飛散防止対策等に配慮します。

基本方針Ⅴ：分別・リサイクルの推進

膨大に発生する災害廃棄物を極力、資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、リサイクルを推進します。

基本方針Ⅵ：安全作業の確保

災害時の清掃業務は、ごみの組成・量の違い、危険物の混入などに伴い、通常業務と異なることが想定されるため、作業の安全性の確保を図ります。

第8節 組織体制

災害廃棄物処理は、災害発生時に行う業務であり、業務が広範にわたることから、環境課を中心に人員を動員して臨時の体制を検討します。

各担当の業務は、表 1-3 に示すとおりです。

図 1-2 災害廃棄物処理対策組織図

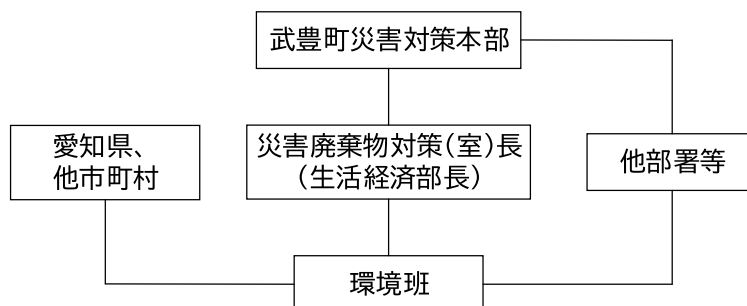


表 1-3 災害廃棄物処理対策室の業務概要

班名	業務名	業務概要
環境班	総務・情報収集・連絡・調整・計画業務	・災害廃棄物対策の全体の進行管理と調整 ・環境班の参集状況の確認、人員配置 ・災害対策本部との連絡 ・処理施設の状況確認 ・県、他市町村及び関係団体等との連絡 ・支援の要請や受け入れのための連絡調整 ・災害廃棄物の発生量推計 ・災害廃棄物処理実施計画策定 ・災害廃棄物の区分・処理方法についての住民への広報・指導・相談 ・災害廃棄物の再利用・再資源化・中間処理・最終処分 ・災害廃棄物の民間委託処理業者に対する委託調書 ・解体撤去申請受付、事務
	ごみ収集・運搬業務※	・避難所及び一般家庭等から排出されるごみの収集 ・処理施設への運搬
	仮置場業務	・仮置場の開設 ・仮置場での分別区分整理・指導
	し尿収集・運搬業務※	・仮設トイレや一般家庭等からのし尿の収集 ・処理施設への運搬 ・仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画（防災交通課所管） ・防疫活動

※本町の収集・運搬業務は、ごみ、し尿ともに委託しており、委託業者をと調整を図ります（収集運搬体制の確立等）。

第9節 災害発災時の連絡方法

災害発災時の各部署との連絡方法を表1-4に示します。

表1-4 各部署との連絡方法

部署名等	連絡方法
災害対策本部	災害廃棄物の処理に関する町の災害対策本部への報告及び災害対策本部からの情報は、環境班に連絡担当者をおいて行う。
県	環境班の連絡担当者は災害発生後直ちに所管事務所及び愛知県環境部資源循環推進課と情報交換等を行う。また、ごみ処理計画担当及びし尿処理計画担当を通じて、ごみ及びし尿処理施設の被害状況を把握し、所管事務所を通じて愛知県環境部資源循環推進課に報告する。
近隣市町村	環境班の連絡担当者は、近隣の市町村の清掃連絡部署と連絡をとり、情報交換を行う。
庁内関係部署	環境班の連絡担当者は、災害廃棄物の処理を進める上で必要な事項について、災害対策本部及び各担当部署と連絡をとり、情報交換及び対策の調整を行う。
関係団体、廃棄物処理業者	環境班は、応援協定を締結している関係団体との連絡をとり、情報交換及び対策の調整を行う。廃棄物処理業者との情報交換及び連絡調整は各担当において行う。

第2章 検討条件の整理

第1節 被害想定の整理及び災害廃棄物発生量の調査

第1項 被害想定の整理

(1) 対象とする災害

対象とする災害は、「地震・津波災害」及び「風水害、その他自然災害」とします。

「地震・津波災害」は、地震の揺れに加え、これにより発生する津波、火災、液状化、急傾斜地崩壊等も対象とします。

「風水害、その他自然災害」は、台風、高潮、集中豪雨、洪水、内水・土砂災害等を対象とします。

(2) 本計画における被害想定

「地震・津波災害」の被害想定は、「愛知県災害廃棄物処理計画」に準じ、愛知県地域防災計画で県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられる南海トラフ地震の「過去地震最大モデル※」により想定される被害とします。

※南海トラフ地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。

「過去地震最大モデル」に基づく想定

<震度、津波高、津波到達時間、浸水面積>

最大震度	最大津波高	最短津波到達時間	浸水面積
6強	3.4m	58分	60ha

* 津波高30cmの到達時間、浸水深1cm以上

<全壊・焼失棟数>

揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
約500棟	約20棟	約10棟	*	約200棟	約700棟

※ 次の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

①5未満→「*」、②5以上100未満→「一の位を四捨五入」、③100以上1万未満→「十の位を四捨五入」、④1万以上→「百の位を四捨五入」

※ 季節時間帯別で想定した3ケースのうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となるケース（冬夕方18時）。

<死者数>

建物倒壊等	浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	合計
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	うち自力脱出困難	うち逃げ遅れ			
約30人	*	約10人	*	*	*	約30人

* 想定条件：風速5m/s、早期避難率低

※ 次の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

①5未満→「*」、②5以上100未満→「一の位を四捨五入」、③100以上1万未満→「十の位を四捨五入」、④1万以上→「百の位を四捨五入」

※ 季節時間帯別で想定した3ケースのうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（冬深夜5時）。

資料：「武豊町地域防災計画－地震・津波災害対策計画－（令和5年3月修正）」（武豊町防災会議）p7,8

(3) 対象とする災害廃棄物等

対象とする廃棄物等は、表 2-1 に示すとおりです。災害時には、通常の生活ごみ、事業系ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみや損壊家屋・事業所等の解体・撤去等に伴い排出される廃棄物）を処理する必要があります。

表 2-1 対象とする災害廃棄物等

廃棄物		特徴
災害廃棄物	可燃物/ 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物/ 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	コンクリート がら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電 （4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	小型家電/ その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物/ 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
	その他、適正 処理が困難な 廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など
生活ごみ		家庭から排出される生活ごみ
事業系ごみ		事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物
避難所ごみ		避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。事業系一般廃棄物として管理者が処理する。
し尿		仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

注）上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

資料：「愛知県災害廃棄物処理計画」（平成 28 年 10 月策定 令和 4 年 1 月改定）

(4) 分別基準

災害廃棄物の処理の効率化、リサイクルの向上のため、以下に示す 6 区分に分別します。
このため排出時から分別の徹底を図ります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 可燃物（紙、畳、プラスチック、布団等）② 不燃物（瓦、レンガ、ガラス、アスファルト、石こうボード等）③ 柱角材（柱、板、竹等）④ コンクリート⑤ 金属（鉄筋、鉄骨、サッシ、トタン等）⑥ 分別土砂（土砂、石） |
|--|

第2項 災害廃棄物発生量

地震・津波、洪水、土砂災害、それぞれ想定される災害廃棄物発生量を推計し、処理が必要な量を把握します。指針からの算出方法と県の予測値があります。

(1) 指針による試算結果

「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）を基に、災害廃棄物量を算出すると、次のとおりとなります。

① 災害廃棄物全体量

災害廃棄物全体量の推計は、発生原単位に損壊建物等の被害棟数を乗じることで算出します。その結果、災害廃棄物全体量は 172,912 t となります。

$$Y = Y_1 + Y_2$$

Y : 災害廃棄物全体量 (t)
 Y_1 : 建物の解体に伴い発生する災害廃棄物量 (t)
 Y_2 : 建物の解体以外に発生する災害廃棄物量 (t)
 $Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$
 X_1 、 X_2 、 X_3 、 X_4 : 被災棟数(棟)
 添え字 1 : 住家全壊, 2 : 非住家全壊, 3 : 住家半壊, 4 : 非住家半壊
 a : 災害廃棄物発生原単位 (t/棟)
 $a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$
 A_1 : 木造床面積 (m²/棟)、 A_2 : 非木造床面積 (m²/棟)
 a_1 : 木造建物発生原単位 (t/m²)、 a_2 : 非木造建物発生原単位 (t/m²)
 r_1 : 解体棟数の構造内訳 (木造) (－)、 r_2 : 解体棟数の構造内訳 (非木造) (－)
 b_1 : 全壊建物解体率 (－)、 b_2 : 半壊建物解体率 (－)*
 $Y_2 = (X_1 + X_2) \times C P$
 $C P$: 片付けごみ及び公物等量発生原単位 (t/棟)
 ※市町村が半壊建物の解体廃棄物进行处理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど
 実態に合わせて半壊建物解体率を修正することとする。

資料：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）【技 14-2】（令和 5 年 4 月 28 日改定）p2

【各係数の整理】

X_1 、 X_2 、 X_3 、 X_4 : 被災棟数 (棟) 添え字 1 : 住家全壊, 2 : 非住家全壊, 3 : 住家半壊, 4 : 非住家半壊	(詳細は次表) 住家全壊 : 470 棟、非住家全壊 : 230 棟、住家半壊 : 1,410 棟、非住家半壊 : 690 棟
A_1 : 木造床面積 (m ² /棟) A_2 : 非木造床面積 (m ² /棟)	木造 : [愛知県]99.5(m ² /棟) 非木造 : [愛知県]318.8(m ² /棟) 資料) 指針_技術資料【技 14-2】 p5_表 5
a_1 : 木造建物発生原単位 (t/m ²) a_2 : 非木造建物発生原単位 (t/m ²)	木造 : 0.5(t/m ²)、非木造 : 1.2(t/m ²) 資料) 指針_技術資料【技 14-2】 p4_表 2
r_1 : 解体棟数の構造内訳 (木造) (－) r_2 : 解体棟数の構造内訳 (非木造) (－)	木造 : [愛知県]86.7% 非木造 : [愛知県]13.3% 資料) 指針_技術資料【技 14-2】 p6_表 6
b_1 : 全壊建物解体率 (－) b_2 : 半壊建物解体率 (－)	全壊 : [地震(津波)]1.00 半壊 : [地震(津波)]0.25 資料) 指針_技術資料【技 14-2】 p4_表 2
$C P$: 片付けごみ及び公物等量発生原単位 (t/棟)	82.5(t/棟) 資料) 指針_技術資料【技 14-2】 p4_表 2

《被災棟数》

住家全壊：約 700 棟 $\times (15,664 / (15,664 + 7,625)) = \text{約 } 470 \text{ 棟}$

非住家全壊：約 700 棟 $\times (7,625 / (15,664 + 7,625)) = \text{約 } 230 \text{ 棟}$

住家全壊（非住家全壊含む）：約 700 棟

資料）「武豊町地域防災計画（地震・津波）」p8<全壊・焼失棟数>

住家：非住家 = (木造住宅 + 非木造住宅・アパート) : (木造その他 + 非木造その他) (棟数)

$(12,817 + 2,847) : (3,528 + 4,097) = 15,664 : 7,625$

資料）「知多半島の統計 令和4年度版」p56,57

住家半壊：約 470 棟 $\times (300 \text{ 戸} / 100 \text{ 戸}) = \text{約 } 1,410 \text{ 棟}$

「武豊町地域強靱化計画」p16 より（昭和東南海地震）全壊 100 戸、半壊 300 戸

非住家半壊 = 約 230 棟 $\times (300 \text{ 戸} / 100 \text{ 戸}) = \text{約 } 690 \text{ 棟}$

【過去地震最大モデル】

$$Y = Y_1 + Y_2$$

$$= 115,162.25 + 57,750$$

$$= 172,912.25 \text{ t}$$

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

$$= (470 + 230) \times 94.01 \times 1.00 + (1,410 + 690) \times 94.01 \times 0.25$$

$$= 65,807 + 49,355.25$$

$$= 115,162.25 \text{ t}$$

$$a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

$$= 99.5 \times 0.5 \times 0.867 + 318.8 \times 1.2 \times 0.133$$

$$= 43.13 + 50.88$$

$$= 94.01$$

$$Y_2 = (X_1 + X_2) \times C P$$

$$= (470 + 230) \times 82.5$$

$$= 57,750 \text{ t}$$

② 片付けごみ量

片付けごみ量の推計は、住家・非住家の被災棟数の合計に、片付けごみ発生原単位を乗じて算出します。その結果、地震の片付けごみ量は 7,000 t、水害の片付けごみ量は 4,913 t となります。（①災害廃棄物全体量に含むものと想定します。）

【地震】

$$C = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5) \times c$$

【水害】

$$C = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5 + X_6 + X_7) \times c$$

X_1 、 X_2 、 X_3 、 X_4 、 X_5 、 X_6 ：被災棟数(棟)

添え字 1：住家全壊，2：非住家全壊，3：住家半壊，4：非住家半壊，5：住家一部破損，6：床上浸水，7：床下浸水

c ：片付けごみ発生原単位（t/棟）

資料：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）【技 14-2】p3

【各係数の整理】

X_1 、 X_2 、 X_3 、 X_4 、 X_5 、 X_6 、 X_7 ：被災棟数（棟） 添え字 1：住家全壊，2：非住家全壊，3：住家半壊，4：非住家半壊，5：住家一部破損，6：床上浸水，7：床下浸水	住家全壊：470 棟、非住家全壊：230 棟、住家半壊：1,410 棟、非住家半壊：690 棟、住家一部破損：5,880 棟、床上浸水：28 棟、床下浸水：62 棟
c：片付けごみ発生原単位（t/棟）	【地震】2.5（t/棟） 【水害】1.7（t/棟） 資料）指針_技術資料【技 14-2】p4_表3

《被災棟数》

住家全壊：約 470 棟

非住家全壊：約 230 棟

住家半壊：約 1,410 棟

非住家半壊＝約 690 棟

住家一部破損：武豊町の一部破損データがないため見込まないものとします。

床上浸水：90 戸×362／(362+819)=28 戸

「武豊町地域強靱化計画」p18 より（東海豪雨）床上・床下浸水 90 戸、（昭和 51 年台風 17 号）床上浸水 362 棟、床下浸水 819 棟

床下浸水：90 戸×819／(362+819)=62 戸

【地震】 $C = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5) \times c$
 $= (470 + 230 + 1,410 + 690 + 0) \times 2.5$
 $= 7,000 \text{ t}$

【水害】 $C = (X_1 + X_2 + X_3 + X_4 + X_5 + X_6 + X_7) \times c$
 $= (470 + 230 + 1,410 + 690 + 0 + 28 + 62) \times 1.7$
 $= 4,913 \text{ t}$

③ 津波堆積物

津波堆積物の発生量の推計は、発生原単位に津波浸水面積を乗じて算出します。その結果、津波堆積物は 14,400 t となります。

$Y = A \times h$ Y ：津波堆積物の発生量（t） A ：津波浸水面積（m ² ） h ：津波堆積物の発生原単位（t/m ² ）
--

資料：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成 30 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）【技 14-2】p3

【各係数の整理】

A：津波浸水面積（m ² ）	60(ha) = 600,000(m ²) 資料）町地域防災計画_地震・津波 p8
h：津波堆積物の発生原単位（t/m ² ）	0.024(t/m ²)宮城県+岩手県 資料）指針_技術資料【技 14-2】p4_表4

【過去地震最大モデル】

$Y = 600,000 \times 0.024$
 $= \underline{14,400 \text{ t}}$

(2) 愛知県災害廃棄物処理計画の推計値

「愛知県災害廃棄物処理計画」(平成28年10月策定, 令和4年1月改定) による災害廃棄物発生量の推計値を表2-2～表2-4に示します。災害廃棄物発生量が最も多い地震・津波時の災害発生量を対象に計画を算定します。

表2-2 地震・津波災害における災害廃棄物発生量(武豊町)

(単位: t)

合計	選別前				選別後					
	災害廃棄物			津波堆積物	可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂
		可燃物	不燃物							
154,906	140,194	28,393	111,802	14,711	20,609	33,241	2,389	63,753	7,784	27,129

注) 端数処理により、計が一致しない場合があります。資料:「愛知県災害廃棄物処理計画」(平成28年10月) p6

*「愛知県災害廃棄物処理計画」(平成28年10月策定, 令和4年1月改定) は、地域ブロック別での量が記載されています。県全体の災害廃棄物発生量が前計画と一致したため、前計画を整理します。

表2-3 洪水における災害廃棄物発生量(武豊町)

(単位: t)

可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂	合計	うち、 片付けごみ
13,000	11,000	9,000	21,000	1,000	12,000	68,000	10,000

注) 端数処理により、計が一致しない場合があります。

資料:「愛知県災害廃棄物処理計画」(平成28年10月策定, 令和4年1月改定) p33

表2-4 土砂災害における災害廃棄物発生量(武豊町)

(単位: t)

可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂	合計	推計値の幅
1	1	3	1	0	137	143	57 ~ 186

資料:「愛知県災害廃棄物処理計画」(平成28年10月策定, 令和4年1月改定) p34, 35

(3) 災害廃棄物量のまとめ

災害廃棄物発生量は、計算結果では187,312 t (=災害廃棄物172,912+津波堆積物14,400)、県予測〔地震・津波〕は154,906 t、県予測〔洪水〕は68,000 t、県予測〔土砂災害〕は57~186 tとなっています。

最大値を示す計算結果187,312 tは、算出根拠となる被害棟数など仮数値を基に算出したものであり、本計画の災害廃棄物発生量は、県予測〔地震・津波〕の154,906 tとします。

通常のごみ総排出量は15,272 t(事業系含む)[令和4年度]であり、災害廃棄物154,906 tは通常の約10.1年分となります。

第2節 災害廃棄物等の種類ごとの処理目標期限の検討

発災後、町全体として人命救助が優先され、避難所運営等で職員が多忙を極める時期である一方、廃棄物部局においても体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保、優先的な処理が必要な廃棄物の処理を開始する必要があります。

ここでは、災害廃棄物等の種類ごとの処理目標期限を整理します。

① 災害廃棄物

災害廃棄物については、二次仮置場での破碎・選別等を進め、発災後3年以内に処理することを目標としながらも、可能な限り早期の処理完了を目指します。その中でも、腐敗性の廃棄物の処理を最優先で行います。

木材、金属くず、コンクリートがら、廃家電、廃自動車は、排出され次第、仮置場のスペース確保のためにも早急に処理先（既存処理施設、仮設処理施設、広域での処理施設、民間資源化業者等）へ搬出して処理します。

② 生活ごみ・避難所ごみ、し尿

発災後、廃棄物処理体制に係る支障を把握・確認し、体制が整い次第、速やかに生活ごみの収集運搬・処理、し尿の処理を再開します。合わせて、1週間以内に、避難所ごみの収集・処理も開始します。

収集・処理体制は平常時と同様を基本としますが、平常時の排出・収集が可能な地域と道路の不通や渋滞等により収集効率が低下する地域がある場合や、排出場所・排出日時の被害状況に応じて、頻度の変更・指定をする等の検討を行います。

ごみの分別区分は平常時と同様とします。ただし、資源物の回収は、災害発生直後の応急時はその重要度を考慮して、可燃ごみの回収を優先的に行うための一時的な回収の休止や区分の変更も検討します。道路の不通や渋滞等により収集効率が低下する場合は、優先的に処理する必要がある生ごみ等の可燃ごみ以外の不燃ごみ、粗大ごみを各家庭で一時的に保管し、町の処理方針に応じて排出するよう、住民に協力を呼び掛けます。

③ 損壊家屋等

発災から3か月後を目途に損壊家屋等の解体・撤去を開始し、発災から3年後までを目安に解体・撤去を完了することを目指します。

④ 事業系ごみ

事業系ごみについては、平常時と同様に許可業者による収集を基本とします。

第3節 廃棄物処理施設等の処理能力の整理

第1項 処理施設

本町の一般廃棄物処理施設及び最終処分場は、表 2-5～表 2-7 に示すとおりです。本町の可燃ごみは知多南部広域環境センターで熱回収処理し、不燃・粗大ごみは同施設で破碎選別処理を行っています。し尿については、中部知多衛生組合し尿処理施設で適正に処理を行っています。

表 2-5 一般廃棄物（ごみ）処理施設の概要

名称	知多南部広域環境センター	
設置主体	知多南部広域環境組合	
所在地	武豊町字一号地 11 番地 37	
	熱回収施設	不燃粗大ごみ処理施設
処理方式	ストーカ式	破碎選別
施設規模	283 t / 24h (141.5 t / 24h × 2 炉)	14.5 t / 5h
供用開始	令和 4 年 4 月	
処理対象区域	半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町	

表 2-6 一般廃棄物（し尿）処理施設の概要

名称	中部知多衛生組合し尿処理施設
設置主体	中部知多衛生組合
所在地	武豊町字吉町田 90 番地の 10
処理方式	直接脱水 + 希釈下水道放流
施設規模	151kℓ/日（生し尿 13 kℓ/日、浄化槽汚泥 138 kℓ/日）
供用開始	昭和 61 年 2 月、令和 4 年 6 月（改修）
処理対象区域	半田市、常滑市、武豊町

表 2-7 最終処分場の概要

名称	武豊町一般廃棄物最終処分場
設置主体	武豊町
所在地	武豊町字吉町田 273 番地
埋立地面積	9,400m ²
埋立容量	65,500m ³ （既設）+ 15,447m ³ （嵩上げ分）
埋立完了予定	令和 16 年度

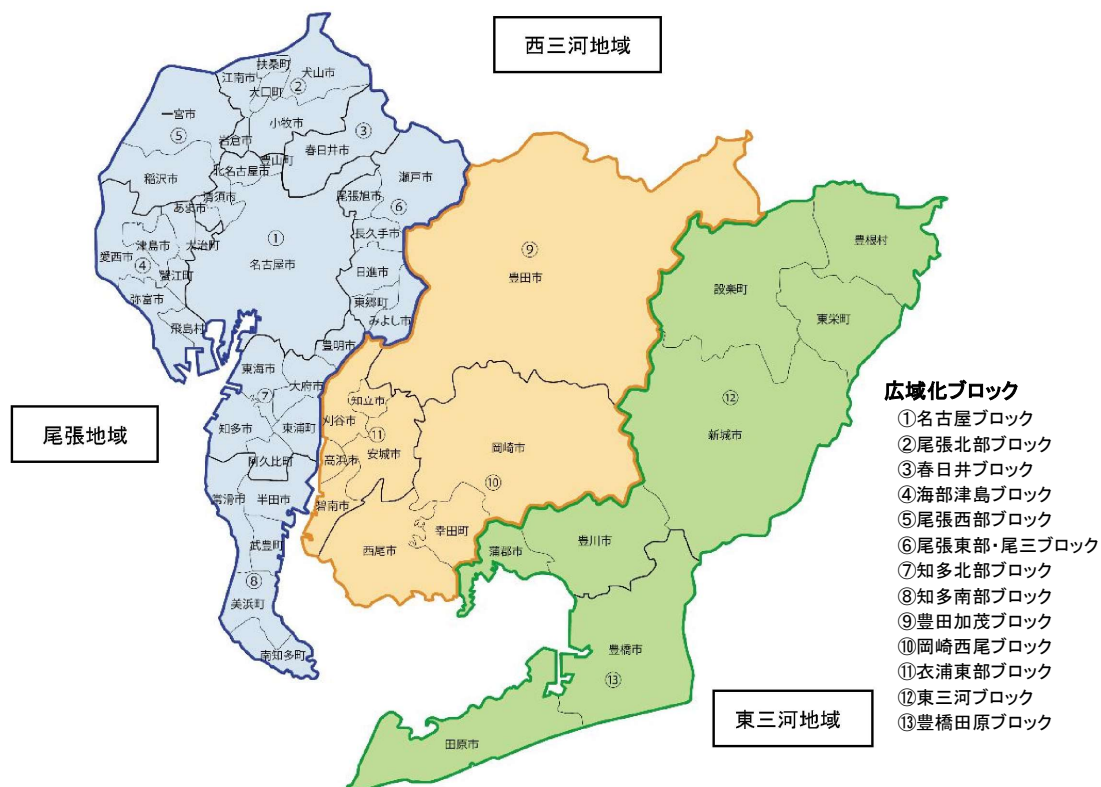
資料：残余容量・埋立完了予定は「最終処分場基礎調査業務委託」（令和元年 12 月 武豊町）

第2項 近隣自治体との広域処理

愛知県内の市町村及び一部事務組合では「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結しています。応援要請として、第一次的に近隣の市町村又は同一ブロックの市町村等に要請するものとしています。

本町は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」（令和3年11月）により、「知多南部ブロック」や、地域割の「尾張地域ブロック」により処理を行うこととします。尾張地域ブロックの処理施設等を表2-8～表2-11に示します。

図2-1 広域化ブロック及び地域ブロック



資料：「愛知県災害廃棄物処理計画」（平成28年10月策定 令和4年1月改定）p18

表 2-8 ごみ焼却施設（尾張地域ブロック） 表 2-9 粗大ごみ処理施設（尾張地域ブロック）

令和 5 年度時点（単位：t / 日）

ブロック名	施設名	処理能力
①名古屋	名古屋市猪子石工場	600
	名古屋市五条川工場	560
	名古屋市富田工場	450
	名古屋市鳴海工場（PFI）	530
	名古屋市北名古屋工場（PFI）	660
②尾張北部	犬山市都市美化センター	135
	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター	150
	小牧岩倉衛生組合 環境センター	197
	春日井市クリーンセンター 1、2 号炉	260
③春日井	春日井市クリーンセンター 3、4 号炉	280
	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター	330
④海部津島	尾張西部	450
	稲沢市環境センター	180
⑤尾張西部	尾張東部衛生組合 晴丘センターごみ焼却施設	300
	尾三衛生組合 東郷美化センター	200
	⑦知多北部	200
⑥尾張東部・尾三	東部知多クリーンセンター	200
	東海市清掃センター	160
	知多市清掃センター	130
⑦知多北部	知多南部広域環境センター （熱回収施設）	283
	⑧知多南部	283

資料：「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」（令和 3 年 11 月）

令和 5 年度時点（単位：t / 日）

ブロック名	施設名	処理能力
①名古屋	名古屋市愛岐処分場 小規模破碎設備	20
	名古屋市大江破碎工場	400
	名古屋市北名古屋工場	50
	②尾張北部	30
②尾張北部	犬山市都市美化センター	30
	江南丹羽環境管理組合 粗大ごみ処理施設	30
③春日井	小牧岩倉衛生組合環境センター ごみ破碎施設	27
	春日井市クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	65
④海部津島	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター	101
	⑤尾張西部	51
⑤尾張西部	一宮市リサイクルセンター	50
	稲沢市環境センター	50
⑥尾張東部・尾三	尾張東部衛生組合晴丘センター 粗大ごみ処理施設	50
	⑦知多北部	30
⑦知多北部	東部知多衛生組合クリーンセン ター粗大ごみ処理施設	30
	東海市清掃センター	33
	知多市清掃センター	35
⑧知多南部	知多南部広域環境センター （不燃粗大ごみ処理施設）	14. 5
	資料：「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」（令和 3 年 11 月）	

資料：「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」（令和 3 年 11 月）

表 2-10 し尿処理施設（尾張地域ブロック）

令和 3 年度時点（単位：kℓ / 日）

ブロック名	施設名	処理能力
①名古屋	北名古屋衛生組合鴨田エコパーク	110
	クリーンパーク新川	130
②尾張北部	愛北クリーンセンター	280
	小牧市クリーンセンター	63
③春日井	春日井市衛生プラント	190
④海部津島	海部地区環境事務組合新開センター	135
	海部地区環境事務組合上野センター	250
⑤尾張西部	一宮市衛生処理場（し尿処理施設）	100
	一宮市衛生処理場（浄化槽汚泥処理施設）	100
	稲沢市平和浄化センター	120
	稲沢市平和浄化センター	50
⑥尾張東部・尾三	瀬戸市クリーンセンター	125
	日進美化センター	120
	昭和苑	60
⑦知多北部	東部知多浄化センター	200
	西知多医療厚生組合衛生センター	100
⑧知多南部	中部知多衛生組合し尿処理施設	220
	知多南部衛生センター	76. 9

資料：「一般廃棄物処理実態調査」（令和 3 年度）

表 2-11 下水道処理場施設（尾張地域ブロック）

令和 3 年度時点（単位：m³/日）

ブロック名	施設名	晴天時 1 日 最大処理量
①名古屋	[流域]新川東部浄化センター	13,390
	堀留水処理センター	200,000
	熱田水処理センター	38,000
	露橋水処理センター	80,000
	伝馬町水処理センター	80,000
	西山水処理センター	15,000
	山崎水処理センター	120,000
	岩塚水処理センター	200,000
	千年水処理センター	100,000
	名城水処理センター	100,000
	鳴海水処理センター	130,000
	柴田水処理センター	210,000
	打出水処理センター	280,000
	宝神水処理センター	150,000
	守山水処理センター	128,000
	植田水処理センター	120,000
②尾張北部	[流域]五条川左岸浄化センター	91,200
③春日井	高蔵寺浄化センター	36,600
	勝西浄化センター	49,550
	南部浄化センター	28,700
④海部津島	[流域]日光川下流浄化センター	36,150
	津島市下水終末処理場	15,400
⑤尾張西部	[流域]五条川右岸浄化センター	36,000
	[流域]日光川上流浄化センター	68,600
	[流域]新川西部浄化センター	4,400
	東部浄化センター	54,400
	西部浄化センター	98,500
⑥尾張東部・尾三	西部浄化センター	29,600
	水野浄化センター	10,600
	東部浄化センター	12,300
	西部浄化センター	13,700
	長久手浄化センター	22,800
	南部浄化センター	5,600
	北部浄化センター	11,000
⑦知多北部	東海市浄化センター	37,300
	南部浄化センター	37,130
⑧知多南部	[流域]衣浦西部浄化センター	84,600
	常滑浄化センター	13,200

資料：「下水道統計」（令和 3 年度）

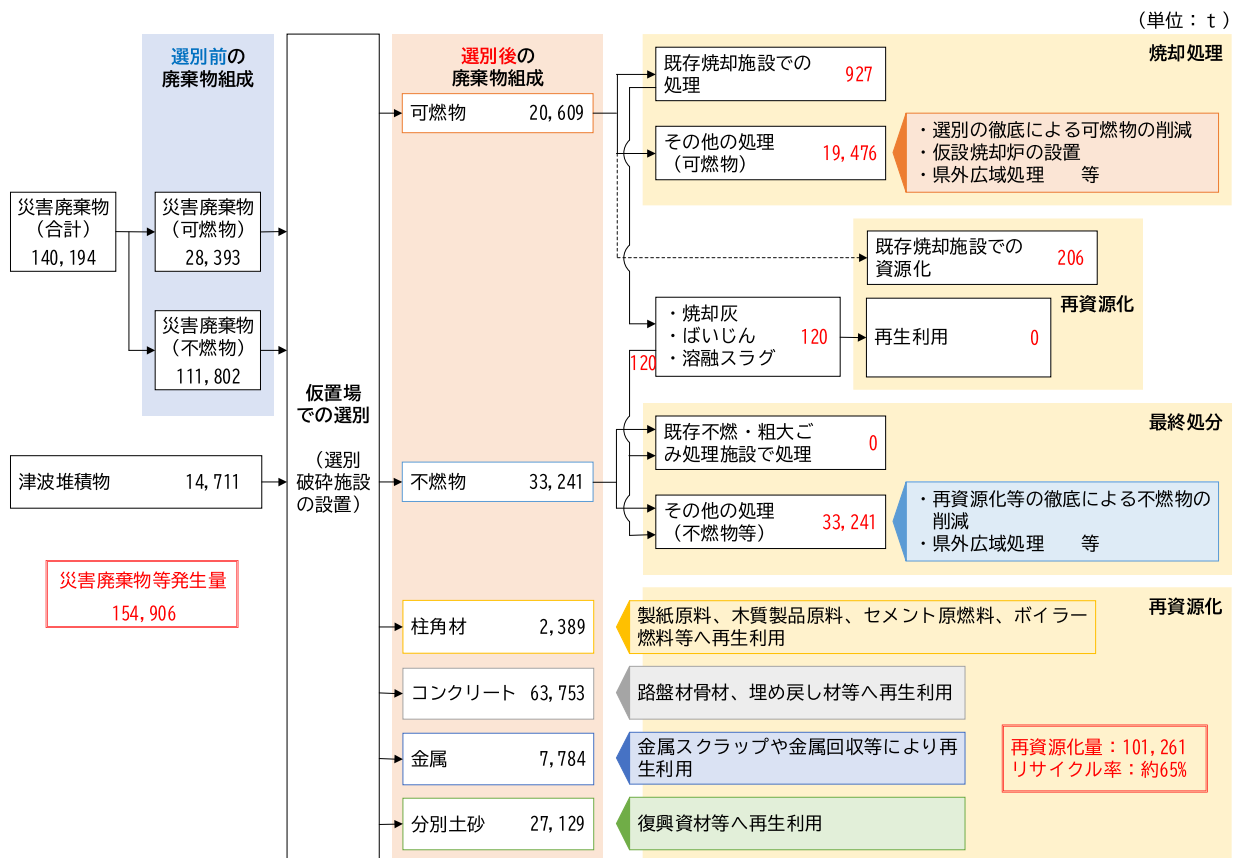
第3章 災害廃棄物等処理体制の検討及び課題の整理

第1節 災害廃棄物等の処理フロー図及び処理工程表

第1項 災害廃棄物等の処理フロー

県の災害廃棄物処理計画を参考に、本計画での処理フローを作成すると、図3-1に示すとおりです。

図3-1 災害廃棄物の処理フロー（地震・津波災害）



参考：「愛知県災害廃棄物処理計画」（平成28年10月策定、令和4年1月改定）p54

第2項 処理工程

施設の状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況を踏まえ、処理工程ごとに進捗管理を行う。処理スケジュールに遅れが見られる場合は対策を講じて処理を加速させ、やむ得ない場合は、処理スケジュールの見直しを行います。

表 3-1 処理工程

業務概要		業務実施期間※1			
		初動期	応急対応前半	応急対応後半	復旧・復興期
収集運搬 	生活ごみ、避難所ごみ、し尿等の収集運搬				
	被災現場からの片付けごみの収集運搬（無管理の集積所※ ² からの収集運搬を含む）				
仮置場 処理処分 	仮置場の確保、整備、管理・運営（搬入・搬出管理）				
	便乗ごみ・不法投棄対策、環境対策（火災防止対策、粉じん・悪臭・害虫対策等）				
	災害廃棄物の処理方法の検討				
	処理先の確保と調整（処理困難物や危険物を含む）				
公費解体 	損壊家屋等の解体・撤去（制度設計、申請受付、業者発注、進捗管理）				
	損壊家屋等の解体・撤去に係る費用償還の検討（申請受付、管理）				

※1 初動期：発災後数日間、応急対応前半：～3週間程度、応急対応後半：～3か月程度、復旧・復興：～3年程度

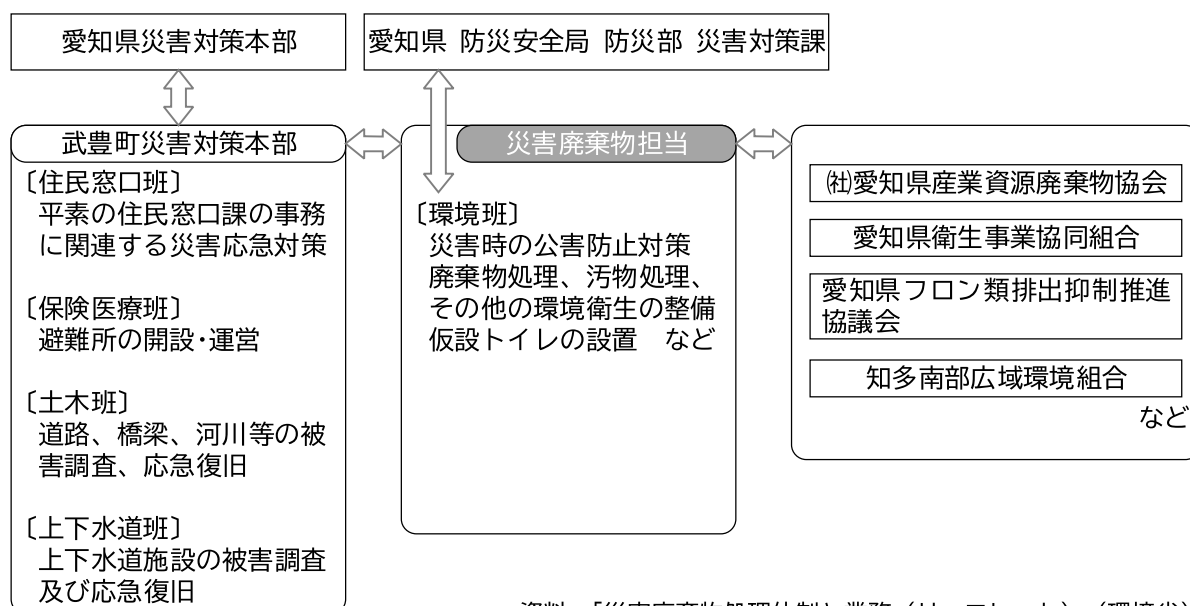
※2 自治体が設置した仮置場以外に自然発生的に片付けごみが集積された場所

資料：「災害廃棄物処理体制と業務（リーフレット）」（環境省）

第2節 災害廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物処理体制を図 3-2 に示します。

図 3-2 災害廃棄物処理体制



資料：「災害廃棄物処理体制と業務（リーフレット）」（環境省）

	主な業務
愛知県災害対策本部	災害情報センターを設置し、以下の事務を行う。 ・ 災害応急対策に関する基本的事項の実施又は処理の方針を立案する。 ・ 災害応急対策に関し、本部の各組織相互間並びに本部、関係市町村及び関係機関相互間の連絡調整を図る。 ・ 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 ・ 災害広報に関すること。 ・ 自衛隊の災害派遣要請に関し、関係自衛隊並びに本部の各組織、関係市町村及び関係機関相互間の連絡調整を図る。 ・ 本部会議に関すること。
愛知県 防災安全局 防災部 災害対策課	○ 大規模地震に係る広域受援体制の整備 南海トラフ地震等発生時における国の応急対策活動要領に基づく広域応援に対応するため、救援部隊の活動拠点の整備など受け入れ体制の整備を実施する。 ○ 防災関係機関との連携強化 災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、自衛隊を始めとする防災関係機関や災害時の応援協定締結事業者等との連絡会議の開催や情報交換を行うなど、連携の強化に努める。
(社)愛知県産業資源 廃棄物協会	災害時における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分する。
愛知県衛生事業協 働組合	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬並びに災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分する。
愛知県フロン類排 出抑制推進協議会	災害時において被災地域で廃棄される冷凍空調機器等についてフロン類を回収する。
知多南部広域環境 組合	知多南部広域環境センター（知多南部広域環境組合）にて、可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみを適正に処理する。

第3節 災害廃棄物処理における課題の整理

第1項 過去災害時の課題

豪雨・台風による過去の被害を以下に示します。

	内容
洪水・内水	洪水による被害として、平成12年9月の東海豪雨では、時間最大雨量65.5mm、総雨量は年間降雨量の約1/3にあたる413.5mmを記録し、町内河川法面の8箇所が崩壊し、床上・床下浸水90戸以上の被害を受けている。 一方、洪水が河川の堤防の決壊や河川からあふれた水に起因する浸水であるのに対し、雨水排水施設や河川等に雨水を排水できないことにより発生する浸水、いわゆる内水についても、被害が発生している。
高潮	内湾に位置する地形形状から、台風等により高潮が発生しやすい特性を備えている。

第2項 他自治体等取組事例からの課題

他自治体等取組事例からの災害廃棄物処理に関する課題を以下に示します。

発災前	・災害時の迅速かつ適切な対応を実現するためには、平時より、関係者との連携を強化し、自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルでの対策強化が必要である。 ・自治体の対策強化として、災害廃棄物処理計画の実効性の向上が重要である。災害廃棄物処理計画策定・点検ガイド、災害廃棄物処理体制と業務（リーフレット）、災害廃棄物対策グッドプラクティス*1集をしっかりと周知するとともに、災害廃棄物処理計画策定事業費補助金を活用するなどにより、自治体の対策強化を推進する。 ・各ブロック協議会において、継続的に行動計画の点検、見直しを行うとともに、訓練の実施等を行い、自治体や関係団体等との更なる連携強化に取り組む。 ・災害廃棄物処理支援員制度（以下、「人材バンク制度」という。）のさらなる活用・改善に向けて、自治体への制度の周知や、支援員のスキルアップを目的とした災害廃棄物対策にかかる技術・経験の継承に関する研修を実施する。 ・D.Waste-Net*2メンバーと継続して意見交換の場を設け、発災時に迅速に被災地支援が行えるよう平時からの関係構築を図る。 ・大規模災害や激甚化・頻発化する水害への対策を検討するとともに、過去の災害対応について課題分析や優良事例の横展開を行う。 ・災害廃棄物のリデュースや再生利用の促進に向けて、平時から、これまでの知見や事例を踏まえた対策を検討し、その周知などを含む対策の推進に取り組む。 ・災害時の効率的な情報収集及び関係者間での共有のためのデジタルツールの活用を検討・推進し、発災時に備えて平時から操作方法の訓練などを実施する。
発災後	・現地支援に入る環境省や都道府県の職員、ブロック協議会を通じた支援者、人材バンク制度の支援員、D.Waste-Netメンバー、ボランティア団体などの連携が必要である。 ・とりわけ大規模災害時には、広域的な連携調整が必要となる。これまでの経験・事例を踏まえつつ、環境省が調整役となり上記の方々や連携して対応することが重要である。 ・人材バンク制度の活用にあたっては、被災自治体の支援ニーズの把握に努め、ニーズに合致した支援を行っていく。 ・D.Waste-Netの連携を強化し、発災時（発災が予見される場合も含む）には前広に情報共有を行い、迅速かつ確かな支援に取り組む。 ・関係者間における効率的な情報共有方法としてデジタルツールを活用する。 ・また、上記のデジタルツールも活用しつつ、タイムラインを踏まえた、災害廃棄物の発生量の動的推計について、精度・利便性向上が必要である。

*1 グッドプラクティス：良好実践、良好事例

*2 D.Waste-Net：災害廃棄物処理支援ネットワーク

資料：「災害廃棄物対策に関して今後取組むべき事項とその進め方」（令和5年3月24日 環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）

第4節 応援体制の課題の整理

第1項 他自治体への応援協力の課題

町は、他県被災地への協力・支援を積極的に行うことを通じて、自らの災害廃棄物処理に係る対応力の向上に努めます。

他県被災地への協力・支援の際には、感染症の拡大防止のため、支援者自らが体調管理、定期的な手指の消毒等の対策に努めます。

第2項 処理施設応援体制、廃棄物の受入基準等

組織体制として、本町の地域防災計画に基づき、「災害対策本部」を設置します。災害対策本部は、支援の必要性等を把握し、要請内容の整理を行います。

災害廃棄物処理を総括する組織として、生活経済部に「環境班」を設置します。環境班は、災害によって排出された廃棄物の収集、運搬、処分及び仮設トイレし尿等の処分を迅速に行い、被災地の衛生環境の回復を図ります。

なお、近隣自治体への応援要請等については、愛知県災害廃棄物処理計画にある「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」（令和3年11月）の広域化ブロック内*での連携による処理・対策をまず実施した上で、比較的被災の程度が小さい他広域化ブロックの市町村に対して応援要請を行うこととします。

*知多南部ブロック：半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町

図3-3 災害廃棄物処理対策組織図〔再掲〕

